

第8 屋外消火栓設備

一般社団法人日本消火装置工業会発行の「屋内消火栓設備等設計・工事基準書」によるほか、次によること。

1 水源

第2屋内消火栓設備1を準用すること。

2 加圧送水装置

第2屋内消火栓設備2を準用すること。

3 配管内の充水

第2屋内消火栓設備3を準用するほか、次によること。

- (1) 補助高架水槽と主管の接続配管の管径は呼び径50A以上とすること。
- (2) 補助用高架水槽を用いる場合の有効水量は、 0.5m^3 以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該有効水量を 0.2m^3 以上とすることができる。

4 屋外消火栓箱等

(1) 配置

ア 令第19条第3項第1号中「建築物の各部分」とは1階部分の外壁又はこれにかわる柱等の部分（地上1m程度）であること。

イ 原則として建築物の出入口付近に設置すること。

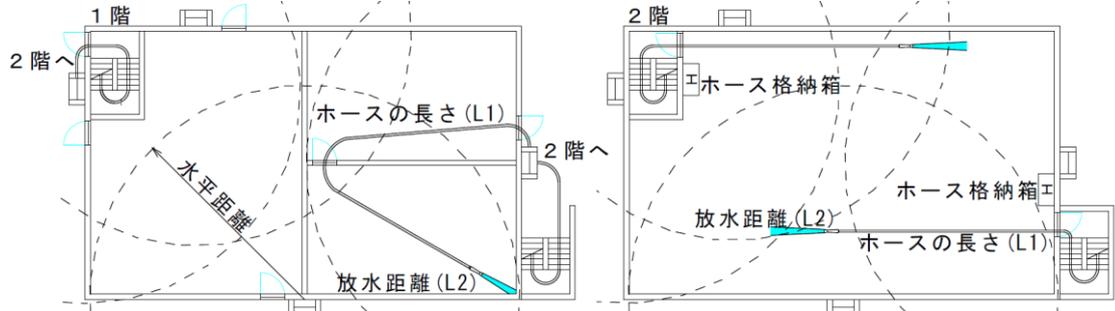
ただし、屋外消火栓を屋内消火栓の代替としない場合は、この限りでない。

ウ ホースの接続口から水平距離で40mの範囲内で、かつ、当該範囲内にホースを延長することができ、有効に消火できるよう設置すること。

この場合の放水距離は15mとすること。

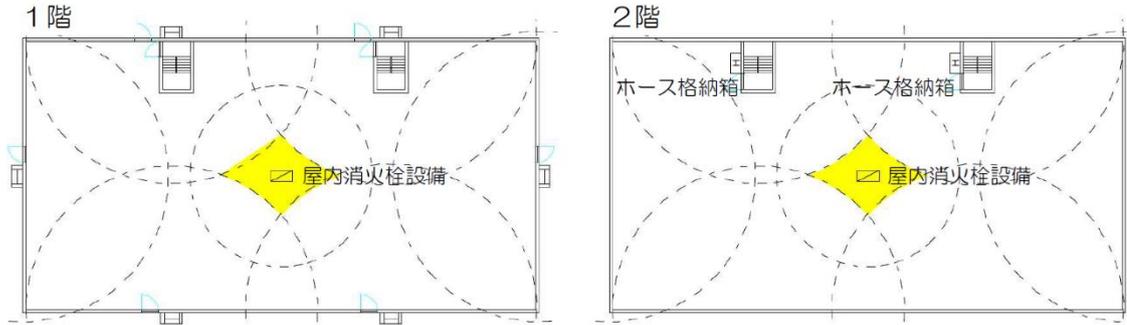
屋外消火栓を屋内消火栓の代替とする場合の有効範囲も同様とすること。

【政令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」】



$L1 + L2$ 以下、かつ、ホース接続口からの水平距離40m以下

エ 屋内消火栓設備が設置義務となる防火対象物に屋外消火栓設備を設置した場合で、防火対象物の1階及び2階の内部で中央部等防護できない部分を生ずる場合には、屋内消火栓設備を設置するか、屋外消火栓箱を建物内に増設すること。なお、当該警戒部分以外に屋内消火栓により警戒する部分がない場合に限り、第2屋内消火栓1(4)及び2(4)の基準にかかわらず、水源水量及び加圧送水装置の能力は、それぞれの消火栓についての必要量及び能力について合算することを要しない。



オ 車両等が衝突するおそれのある部分に設置する場合は、保護のための措置（ポール等）を講ずること。

(2) ノズルは、口径が呼称19mm以上で、噴霧切替式のものとすること。

(3) ホース

ア 呼称50又は65の長さ20mのものを設置すること。

イ 歩行距離を考慮して2本以上とすること。

ウ 2階の内部に有効に消火できるよう2階の階段付近等に予備ホース格納箱を設置すること。

(4) 標識等

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該消火栓箱の扉表面に「屋外消火栓」と表示すること。

イ 「屋外消火栓」又は「ホース格納箱」と表示した標識については、赤地に白文字又は白地に赤文字とし、大きさを短辺10cm以上、長辺30cm以上とすること。ただし、周囲の状況及び色の対比等により、これによらなくとも十分認識できると認められる場合にあっては、この限りでない。

ウ 屋外消火栓箱又はホース格納箱には、使用方法を表示すること。